

札幌市立二条小学校PTA会則

第一章 総 則

第1条 名称及び事務所

この会は、札幌市立二条小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条 目的

この会は、入退会自由の任意団体として、保護者と教職員との協力によって、家庭・学校・地域における児童の健全な成長を支援することを目的とする。

第3条 方針

1. この会は、会員の善意と総意に基づき、自主的・民主的に運営・活動する。
2. この会は、人権を尊重し、法令を遵守して運営・活動する。

第4条 活動

この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 会員相互の交流と教養の向上を図り、教育への理解を深める活動。
2. 家庭と学校の連携によって、児童の学習と学校生活を支援する活動。
3. 教育環境の整備に努め、児童の健全な成長を支援する活動。
4. その他、必要と認められる活動

第二章 会 員

第5条 会員

この会は、本校に在籍する児童の保護者及び本校教職員をもって会員とする。
入退会の手続きについては、別途、細則で定める。

第三章 機 関

第6条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 2. 副会長 3. 書記
4. 会計 5. 監事

第7条 会長は、この会を代表し会務を総括する。

第8条 副会長は、会長を助け、会長に事故のある時はこれを代行する。

第9条 書記は、企画・会合の連絡・議事の記録にあたる。

第10条 会計は、金銭の出納管理をする。

第11条 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、各種会合に出席し、意見を述べるができる。

第12条 役員は、総会において会員の中より選出される。役員を選出は、別に定める選考委員会の細目による。
教職員より選ぶ役員は、校長と協議して会長が委嘱する。

第13条 役員の任期は、一年とする。但し、再任は妨げない。

第四章 委員

第14条 この会に次の委員を置く。

学級委員（各学級2名）

第15条 学級委員は、学級ごとに選出する。

第16条 各学級の学級委員は、

1. 学級会の企画運営
 2. 学級の代表としてPTAの諸活動
- にあたる。

第17条 職員より選ぶ委員は、校長と協議して会長が委嘱する。

第18条 委員の任期は一年とする。但し、再任は妨げない。

第五章 会議

第19条 総会は、この会の最高の決議機関である。総会は全会員をもって構成し、毎年4月に定期の総会を、また、必要に応じて臨時の総会を開くことができる。総会では、次の事項を審議する。

1. 事業計画
2. 予算・決算の審議と承認
3. 役員の選出
4. 会則の改正
5. その他重要な事項

第20条 総会における議決は、会員の過半数の同意とする。

第21条 常任委員会は、役員・学級委員をもって構成し、総会に代わる中間決議機関である。常任委員会は、総会で委任された範囲で、各種事項を審議し、調整を図って運営する。

第22条 役員会は役員をもって構成し、この会の最高執行機関である。役員会は、学級会・各委員会の連絡調整、総会及び常任委員会に提出する議案の作成、この会の業務の企画運営、ならびに緊急事項の処理にあたる。

第23条 学級会は、学級内の全会員をもって構成し、当該学級ならびに学年や全校に関わる活動について、それぞれ協議し、活動の母体となる。

第24条 学年委員会は、各学年の学級委員をもって構成し、学年全体にかかわる事項について協議し、活動する。

第25条 全校委員会は、全学級の学級委員をもって構成し、学校全体にかかわる事項について協議し、活動する。

第六章 会計

第26条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに当て、会費の額は総会で決定する。

第27条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第七章 顧問及び校長

第28条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じ、学校長と共に各種会合に出席し、意見を述べる。

付 則

- 1 会則の改正は、常任委員会、または、役員会が発議し、総会において決定する。
- 2 臨時総会の招集は、常任委員会、または、役員会において決定する。
- 3 運営上の必要な細則は、別に常任委員会、または、役員会において決定する。
(令和8年度 一部改訂)
(令和6年度 一部改訂)

運営細則

一 入退会規定

1 保護者の入会

この会に入会する保護者は、入学時、または、転入時に、入会申込書を会長宛に提出する。

2 教職員の入会

この会に入会する教職員は、赴任時に、入会申込書を会長宛に提出する。

3 児童の卒業・転出などによる保護者の退会

児童の卒業、または、転出などにより、在籍する児童がいなくなった時点で、この会を退会したことになる。

4 児童在籍中の保護者の退会

児童が在籍中に、この会を退会する保護者は、退会届を会長宛に提出する。

5 退職・異動などによる教職員の退会

退職、異動などにより、在籍しなくなった時点で、この会を退会したことになる。

6 在籍中の教職員の退会

在籍中に、この会を退会する教職員は、退会届を会長宛に提出する。

7 入退会にかかる書式については、別途、定める。

二 委員会規定

1 特別委員会

特別の事項について必要ある時は、常任委員会、または、役員会の議を経て、会長が特別委員会を設けることができる。

2 キラリ・サポーターズ

この会の目的に寄与するための活動を担う、有志・登録制の組織「キラリ・サポーターズ」を設ける。

三 役員選出規定

- 1 役員は、役員選考委員会があげた候補により選出し、総会の承認を経て決定する。
- 2 選考委員会は、2月末までに役員候補を選考しなければならない。
- 3 選考委員会は、選考にあたっては、事前に候補者の同意を得、総会前にその氏名を通知しなければならない。
- 4 選考委員会は、各学年の学級委員から1名と教職員によって構成される。
- 5 選考委員は、学級委員決定後に選出し、委員長は委員の互選とする。
- 6 役員に欠員が生じた時は、常任委員会で選考し補充する。

四 慶弔規定

- 1 会員及び児童が死亡した場合、金一万円の香典と花輪を贈る。
- 2 上記のほか、児童の不慮の災害については、その都度、役員会で協議する。
- 3 このほか必要と認める場合は、役員会で別に協議する。

五 その他

- 1 この規約の規定を運用するために必要な細則及び規程は、学校と役員に一任する。

(令和8年度 一部改訂)

(令和6年度 一部改訂)

札幌市立二条小学校PTA 運営細則

一 入退会規定

1 保護者の入会

この会に入会する保護者は、入学時、または、転入時に、入会申込書を会長宛に提出する。

2 教職員の入会

この会に入会する教職員は、赴任時に、入会申込書を会長宛に提出する。

3 児童の卒業・転出などによる保護者の退会

児童の卒業、または、転出などにより、在籍する児童がいなくなった時点で、この会を退会したことになる。

4 児童在籍中の保護者の退会

児童が在籍中に、この会を退会する保護者は、退会届を会長宛に提出する。

5 退職・異動などによる教職員の退会

退職、異動などにより、在籍しなくなった時点で、この会を退会したことになる。

6 在籍中の教職員の退会

在籍中に、この会を退会する教職員は、退会届を会長宛に提出する。

7 入退会にかかる書式については、別途、定める。

二 委員会規定

1 特別委員会

特別の事項について必要ある時は、常任委員会の議を経て、会長が特別委員会を設けることができる。

三 役員選出規定

1 役員は、役員選考委員会があげた候補により選出し、総会の承認を経て決定する。

2 選考委員会は、2月末までに役員候補を選考しなければならない。

3 選考委員会は、選考にあたっては、事前に候補者の同意を得、総会前にその氏名を通知しなければならない。

4 選考委員会は、各学年の学級委員から1名と教職員によって構成される。

5 選考委員は、学級委員決定後に選出し、委員長は委員の互選とする。

6 役員に欠員が生じた時は、常任委員会で選考し補充する。

四 慶弔規定

1 会員及び児童が死亡した場合、金一万円の香典と花輪を贈る。

2 上記のほか、児童の不慮の災害については、その都度、役員会で協議する。

3 このほか必要と認める場合は、役員会で別に協議する。

五 その他

1 この規約の規定を運用するために必要な細則及び規程は、学校と役員に一任する。

(令和6年度 一部改訂)